

政令第七十五号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「この項、次項」を「この条」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「第二項又は第五項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項の規定又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

第十七条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供すること
を目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従

い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十七条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術を同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第十八条の二第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項又は第四項」に、「当該」を「これらの」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

第二条第一項第一号の五中「第四条第二項第二号へ」を「第四条第三項第二号へ」に改める。

第四条第一項ただし書中「貨物」の下に「（第二号ホに掲げる貨物を除く。）」を加え、同項第一号中

「及び第四号」を「から第五号まで並びに次項第一号及び第三号」に改め、同号イ中「第三号及び」を

「第三号、第四号、次項第三号イ及び」に、「及び同号」を「第三号、第四号及び次項第三号イ」に改

め、同項第三号中「一六の項」を「一六の項（一）」に改め、「（別表第三の二に掲げる地域以外の地域

を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）」を削り、同号ハ

中「ニにおいて同じ」を「ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ」に改め、同項第四号中

「別表第三に」を「別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ

及びニのいずれの場合にも、又は同表に」に、「前号」を「同号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそ

れがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

へ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ロ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第五条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「若しくは第一条第三項の規定」を加える。

第八条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「及び第一条第三項の規定」を加え、「許可及び」を「許可並びに」に改める。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	(二) 次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域
1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子	(別表第	三に掲げ

ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械

除く。）
る地域を

2 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン

3 旋盤

4 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤

5 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械

6 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械

7 レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

8 集積回路

9 航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品

10	羅針盤その他航行用機器
11	物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム
12	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電氣的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器
(二)	関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該當する貨物（（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「外国為替令第十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

理由

我が国経済をめぐる最近の国際情勢に鑑み、国際的な申合せに基づく規制を補完するため、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある工作機械等の貨物の輸出について、その貨物が銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合に許可を要することとする等の必要があるからである。

外国為替令等（補完的輸出規制等）の改正の概要について

令和 7 年 4 月
経済産業省
貿易経済安全保障局

1 改正趣旨

我が国では、国際的な平和及び安全の維持のため、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について経済産業大臣の許可を受ける義務を課している。

令和 6 年 4 月 24 日に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告¹（以下「中間報告」という。）において、国際的な安全保障環境は大きく変化し、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化に対応していくことが求められる中で、補完的輸出規制の見直しを行うとともに、技術管理強化のための官民対話スキームの構築、また懸念度に応じた制度・運用の合理化・重点化を図ることが重要であるとの提言がなされた。

このため、中間報告における提言を踏まえた以下の改正を行う。

（1）補完的輸出規制に係る改正

- ① 通常兵器補完的輸出規制の見直し
- ② グループ A 国経由での迂回対策

（2）輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正

- ① 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化
- ② 展示会等における技術提供に関する手続の合理化
- ③ CL（チェックリスト）の見直し

（3）技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正

◇公布 : 令和 7 年 4 月 9 日（水）

◇施行 : 令和 7 年 10 月 9 日（木）

【※ (2) ①② : 令和 7 年 4 月 9 日（水）、(2) ③: 令和 7 年 5 月 9 日（金）、(3) : 令和 7 年 6 月 9 日（月）施行】

政 令

- 外国為替令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 175 号）

省 令

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 36 号）
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 40 号）
- 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 38 号）
- 輸出貿易管理規則の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 35 第）
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年経済産業省令第 37 号）

¹ [安全保障貿易管理小委員会 中間報告](#)

- 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第39号）
- 輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第41号）

告示

- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第59号）
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第56号）
- 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第57号）
- 「輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第54号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第62号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第61号）
- 「輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第58号）
- 「外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第60号）
- 「輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第55号）
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」の一部を改正する件（令和7年経済産業省告示第63号）

通達

- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和7年4月9日付け輸出注意事項2025第9号）

<改正した通達>

- ・ 輸出貿易管理令の運用について
- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- ・ 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
- ・ 包括許可取扱要領
- ・ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- ・ 輸出管理内部規程の届出等について
- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
- ・ 輸出事後審査事務取扱要領
- ・ （お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16.8に基づく楽器証明書の申請手続等について

2 改正概要

(1) 補完的輸出規制に係る改正 **輸出令** **外為令** **省令・告示(各種)** **通達(各種)**

① 通常兵器補完的輸出規制の見直し

- 一般国(グループA国及び武器禁輸国²以外)向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。
- 国連武器禁輸国向けの全品目(木材、食料品を除く。)の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとする。

② グループA国経由での迂回対策

現在、補完的輸出規制の対象外であるグループA国向けの貨物の輸出又は技術の提供について、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム(経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知)を行うことができることとする。

(2) 輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正

① 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化 **輸出令** **無償告示** **運用通達**

自衛隊との訓練に参加するために外国軍隊が持ち込んだ防衛装備品の持ち帰りについて、許可を要しないこととする。

② 展示会等の技術提供に関する手続の合理化 **包括許可要領**

展示会、商談会などの防衛装備の移転に係る初期段階の商談等において提供する技術情報について、包括許可制度を創設することとする。

③ CL(チェックリスト)の見直し **CP通達**

輸出管理内部規程を届け出ている企業等に関し、毎年提出する「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の簡素化と書類の削減を図り、併せて一部を企業等の自主管理に委ねることとする。

(3) 技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加に係る改正 **報告告示**

昨年12月に制度を施行した「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術を、提供に係る取引に際して経済産業大臣への事前報告を求める対象として新たに追加する。

² グループA国とは、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域。武器禁輸国とは、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域。

(参考) 関係法令及び略称

- 法律

外為法 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

- 政令

外為令 外国為替令（昭和55年政令第260号）

輸出令 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

- 告示

無償告示 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）

- **報告告示** 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和6年経済産業省告示第178号）

- 通達

運用通達 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

包括許可要領 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

CP通達 輸出管理内部規程の届出等（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）

補完的輸出規制の見直しについて

令和7年4月
貿易経済安全保障局

新たな国際安全保障環境と貿易管理の課題

従来の不拡散型輸出管理が直面する課題

1. デュアルユース技術の拡大

- 汎用性の高い技術の軍事転用リスクの高まり（半導体、通信技術等）
- 軍民融合の進展

⇒ 汎用品の輸出管理の強化が必要（一方で輸出者自身による用途確認は困難化）

2. 安全保障上の関心としての国家主体の再浮上

⇒ 同盟国・同志国との安全保障上の連携強化が必要



我が国及び国際的な平和と安全の観点から、不拡散体制の維持・強化は引き続き最重要課題であるものの、国際安全保障環境の変化に即した輸出管理制度の見直しが必要。

- このため、通常兵器に関するキャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける制度を新たに導入する。
- 申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化することで、輸出者負担や国際貿易の過度な阻害可能性を考慮しつつ、懸念の高い取引を適切に管理する。
- グループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を導入する。

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな**転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- **汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- **一般国**（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の**懸念が高い品目に限定**して、**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。

- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

②グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。（技術は一度流出すると管理困難。）

- 外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

- 技術流出リスクの高い**技術・行為を特定**し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※今回の措置は、**貨物は対象外**。

- 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。

- ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。

- 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念**を考慮。

(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。**国際連携による制度・運用の協調**を企図。

- 国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理**を行う。

- 懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による連携**も有効。

- 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。

- 国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

(4)安全保障上の懸念度等に 応じた制度・運用の合理化・重点化

- **メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ**等の観点から、以下の分野で合理化。

- ① **半導体製造に用いられる一部の部品**（圧力計やクロスフロー過装置）を特別一般**包括許可の対象**に。

- ② **インド・ASEAN向け工作機械**を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般**包括許可の対象**に。

- ③ 同志国軍による**防衛装備の持ち帰り**、**民生用途の1項品**等に関する**許可申請手続を簡素化**。

- ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5)国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6)インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消**（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。

キャッチオール規制に係る制度改正

- 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1))について用途要件及び需要者要件を追加。
- 武器禁輸国向けは、全品目（輸出令16の項(1)(2)) について需要者要件を追加。
※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件」（全品目）が追加となる。

「○」適用あり（現行） 「●」適用あり（追加） 「－」適用なし。「黄色網掛け」が追加となるキャッチオールの規制要件。

対象地域		①グループA国		②武器禁輸国		③一般国（①②以外）	
対象品目		16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目	16項(1)：特定品目	16項(2)：(1)以外の品目
1. インフォーム要件		● 追加（法48条2項、25条2項等） ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	－	－	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加	－
	○おそれ貨物 34品目	－	－	○ ※16項(1)品目と重複排除		－	－
	(2) 需要者要件	－	－	● 追加（全品目） ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト 以外の需要者も 対象	－
	○外国ユーザー リスト	－	－	● 追加		● 追加	－
	○明らかガイド ライン	－	－	● 追加		● 追加	－

※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項（貨物の輸出）又は25条1項等（技術の提供）に基づく許可。

対象品目

※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。

①工作機械

- 8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
- 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
- 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）
- 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）
- 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
- 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

- 8526.10 レーダー
- 8526.91 航行用無線機器
- 8526.92 無線遠隔制御機器

③集積回路

- 8542.31 プロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）
- 8542.32 記憶素子
- 8542.33 増幅器
- 8542.39 その他のもの

④航空機、宇宙飛行体、部品

- 8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
- 8806 無人航空機
- 8807 部分品（第8802.60項又は第88.06項の物品のものに限る。）

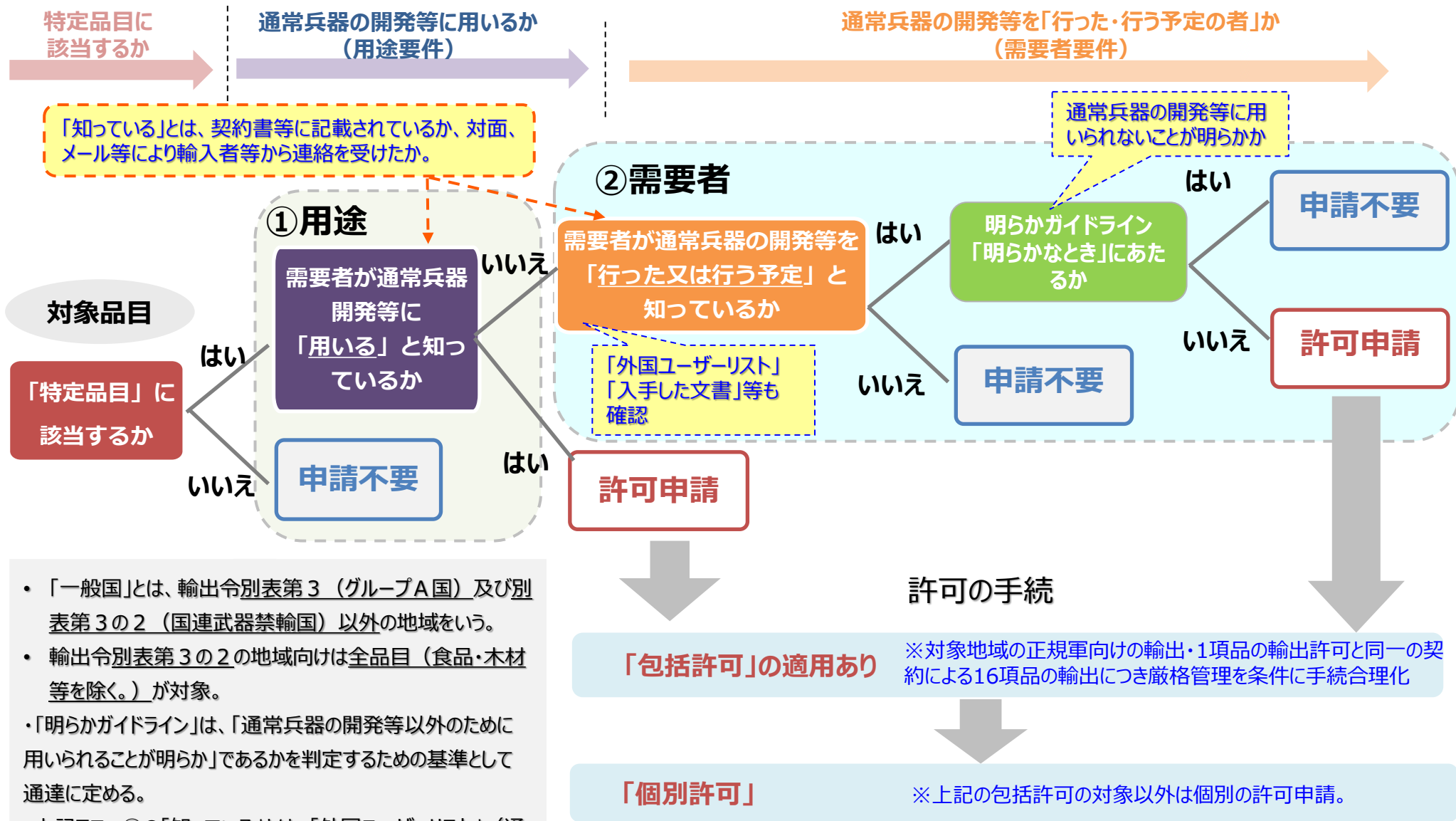
⑤航行用機器

- 9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
- 9014.80 その他の機器

⑥検査用の機器

- 9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
- 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ
- 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの）
- 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手順フロー (一般国向けの場合のイメージ)



- ・「一般国」とは、輸出令別表第3（グループA国）及び別表第3の2（国連武器禁輸国）以外の地域をいう。
- ・輸出令別表第3の2の地域向けは全品目（食品・木材等を除く。）が対象。
- ・「明らかガイドライン」は、「通常兵器の開発等以外のために用いられることが明らか」であるかを判定するための基準として通達に定める。
- ・上記フロー②の「知っている」とは、「外国ユーザーリスト」（通達）に掲載されている場合を含む。

通常兵器キャッチオール規制の「需要者要件」を追加

- 大量破壊兵器のおそれ省令と同様、客観要件（①用途要件、②需要者要件）のうち、②需要者要件（省令案の第二号、第三号）を通常兵器開発等省令に追加する。
- 通常兵器開発等省令に記載の「明らかなとき」を判断するために用いる「明らかガイドライン」は、米国Red Flags等の記載も勘案した上で、大量破壊兵器・通常兵器で共通のガイドラインとする。

◇通常兵器開発等省令（案） ※下線が改正案

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号八及び第四号八に規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げる場合を除く。

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき

二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

別表（略） ※現行の第一号から第二十号（自衛隊法に基づく輸出等適用除外）を掲げる。

明らかガイドライン

- 大量破壊兵器の明らかガイドラインと共通のものとし、米国Red Flags等も参考にしつつ、判断の参考となる例示を追記する。
(下線が改正案)

【貨物等の用途・仕様】

- ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しがない場合には、明確な説明はないものと推定する。

- ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。

例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。

- ・ 小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない
- ・ 当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。
- ・ 当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。

【貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件】

- ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。

例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供しがない場合は、明確ではないものと推定する。

- ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しがない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。

- ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

【貨物等の関連設備・装置等の条件・態様】

- ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。

- ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。

例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供しがない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。

- ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。

- ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求があること。

【表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様】

- ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。

- ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。

- ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

明らかガイドライン※続き

- 「通常兵器」区分の外国ユーザーリスト掲載企業等向けにあっては、通常兵器に関して懸念の高い取引であることに鑑み、⑰口を新設する。
- 武器禁輸国向けにあっては、通常兵器に関して懸念の高い地域であることに鑑み、⑲を新設する。（下線が改正案）

【貨物等の支払対価等・保証等の条件】

- ⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
 - ⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。
- 【据付等の辞退や秘密保持等の態様】
- ⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
 - ⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

【外国ユーザーリスト掲載企業・組織等】

- ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。
 - ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。
- ⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。
- ⑲ 輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。

【その他】

- ⑳ その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。

手続き合理化（通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の適用）

- 正規軍向け輸出及び1項品輸出に付随する16項品の輸出での手続き合理化として、**特別一般包括許可**を適用する。

「**特別一般包括許可**」の対象に以下の要件を追加する。

※既に特別一般包括許可を取得している者は新たな申請を要しない。

	正規軍向け	1項武器付随品
①対象品目	<u>輸出令別表第1の16の項（1）</u> に掲げる貨物の輸出、当該貨物に係る技術の提供であって、「客観要件（用途・需要者）」に該当し許可を要するもの （大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するもの、外国ユーザーリストに掲載されている者が需要者である/技術を利用する者である取引、インフォームを受けたものを除く。）	
②対象地域	防衛装備移転協定を締結した地域等を勘案 （ <u>インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア</u> ） ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続きの対象外	全地域（グループA国を除く） ※グループA国は「インフォーム要件」のみのため本手続きの対象外
③適用範囲	<u>軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関（軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関）を需要者・技術を利用する者とする輸出・取引（当該需要者等から委託を受けた者を含む。）</u>	<u>輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可を受けたものと同一の契約書等により輸出するもの / 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の提供に係る許可を受けたものと同一の契約書等により提供するもの</u>
④許可条件	「 <u>実績報告書</u> 」の提出 <u>内部規程等に基づき、適用範囲・条件に適合していることを確認すること、関係書類の保存義務</u>	

懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し

- ロシアが、武器の部品として、日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループA国から調達しているとの報道あり。
- しかし、現状グループA国は、キャッチオール規制の対象から除外されているため、日本の製品がロシアに迂回輸出される懸念がある場合でも、現行の外為法では規制にかけられない。
- グループA国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、迂回防止を定める法48条2項（技術は法25条2項等）に基づき、経済産業大臣から通知することにより、輸出者に対し許可申請を義務づけることとする。

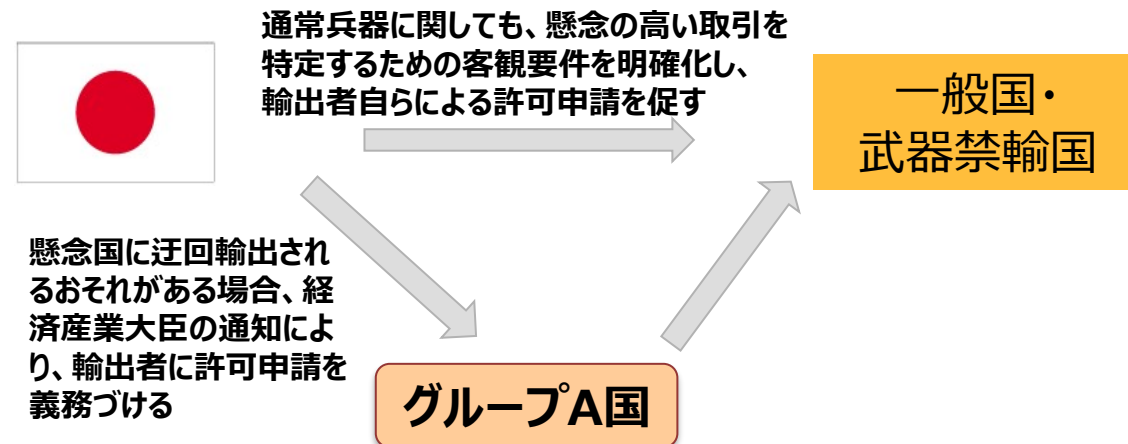
安保小委の中間報告（抜粋）

2. 1. 補完的輸出規制の見直し

（イ）グループA国を経由した迂回に対する措置

法制面等の更なる検討を要するものの、輸出管理当局として、グループA国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合には、インフォームを行うことが出来る仕組みを導入すべきである。ただし、グループA国は適切な輸出管理を行っていると考えられることから、懸念情報の共有など、当該グループA国の輸出管理当局との一層の執行協力を進めることを前提とし、当該インフォームは、安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべきである。

懸念国によるキャッチオール規制品目の調達防止対策



※グループA国：国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

今後のスケジュール

- 施 行 令和7年 10月9日（金）